

委託仕様書

- 1 委託名 千葉市美浜保健福祉センター執務室床張り替え業務委託
- 2 委託場所 千葉市美浜区真砂5丁目15番2号 千葉市美浜保健福祉センター
- 3 委託期間 契約締結日～令和7年2月28日
- 4 委託概要 本委託は、千葉市美浜保健福祉センター1階介護保険室の床の張り替えを行うものである。

5 委託内容

(1) 対象の室の現状

- ア 場所 美浜保健福祉センター1階介護保険室
- イ 用途 来庁者用窓口・事務室
- ウ 面積 112.5 m²
- エ 床材 タイルカーペット

(2) 張り替え後の床材

対象の室の用途を考慮し、安全かつ衛生的な環境の確保に資する材質・品質のものを選定すること

- ア 種類 ビニールタイル
- イ 色・デザイン 白系色・無地
美浜保健福祉センター1階事務室の既存タイルと同系色・デザインとする。
- ウ サイズ 500mm×500mm×4mm

(3) 業務内容

- ア 原状確認（既存の備品等※の位置、経路及び保護等の状況）
- イ 既存の備品等の退避
- ウ 既存のタイルカーペットの撤去
- エ 下地の確認および補修
- オ 新しい床材の施工（壁のソフト巾木含む）
- カ 原状回復・清掃
- キ 発生材の処分（既存のタイルカーペット含む）

※既存の備品等・・・原則として、室内の床上に配置されている机、椅子、棚、LAN・電話回線等を含む全ての物品とする。

なお、発注者は既存備品等の一時退避が円滑に進むよう、事前に机、棚内の整理及び保管書類の一時退避、仮保管措置等を行うこととする。ただし、受注者も必要に応じて協同するものとする。

(4) 業務日時

業務は、開庁日の午前8時30分から午後5時30分までの時間を除く時間帯に行うこととする。

なお、開庁日とは、次に定める日を除く日である。

- ア 日曜日及び土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

6 一般事項

- (1) 受注者は、本委託の履行に当たり、日本国の法令を順守し、本仕様書及び設計図面に定められた項目を確実に履行すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告する。なお、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負う。
- (3) 本市では、千葉市環境マネジメントシステム(C-EMS)を運用し、省資源・省エネルギーの推進、3R(発生抑制、再使用、再生利用)活動の推進及びグリーン購入の推進等、環境負荷の軽減に関する取組みを行っていることから、本業務の履行においても、可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施すること。
- (4) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本委託を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。
- (5) 委託期間中の安全管理には十分注意すること。
- (6) 本委託の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行うこと。
- (7) 発生材は場外搬出適正処分とする。
- (8) 本委託の履行に必要な電気及び水は既存施設のものを無償にて利用できるものとする。
- (9) 本委託の履行に必要な官公署その他の関係機関への届出等を行うこと。それらに要する費用、検査立会費用等も受注者の負担とする。
- (10) 本委託の履行にあたり、下記書類を市担当者に提出すること。
 - ・ 施工計画書(緊急連絡体制、施工方法、作業手順書、使用材料の規格、産廃処分方法(運搬・処理委託先等)が分かる書類)
 - ・ 施工写真(完成後に確認が困難な隠蔽部や施工の過程が分かるもの。施工前、施工後)
 - ・ 発生材が適切に処分されたことが分かる書類(マニフェストの写し、搬出時写真、処分場搬入時写真等)
 - ・ その他、市担当者の指示による書類

7 特記事項

- (1) 作業は、施設管理者と十分協議のうえ行うこと。
- (2) 委託完了後には必要な試験を行うこと。
- (3) その他、本委託に必要な費用(搬出入費等)は受注者の負担とする。